

障害者雇用状況表

商号又は名称

		建 設 業	※建設業以外の事業を行っている場合	
除外率			20%	
常用雇用労働者の数	① 常用労働者数の数 (短時間労働者を除く)	人	人	人
	② 短時間労働者の数	人	人	人
	③ 常用雇用労働者の数 (①+②×0.5)	0 人	0 人	0 人
	④ 法定雇用障害者の算定の基礎 となる労働者の数 (③-③×除外率)	0 人	0 人	0 人
常用雇用身体障害者、 知的障害者及び 精神障害者の数	⑤ 重度身体障害者の数	人	人	人
	⑥ 重度身体障害者以外の 身体障害者の数	人	人	人
	⑦ 重度身体障害者である 短時間労働者の数	人	人	人
	⑧ 重度身体障害者以外の 身体障害者である短時間労働者の数	人	人	人
	⑨ 身体障害者の数 (⑤×2+⑥+⑦+⑧×0.5)	0 人	0 人	0 人
	⑩ 重度知的障害者の数	人	人	人
	⑪ 重度知的障害者以外の 知的障害者の数	人	人	人
	⑫ 重度知的障害者である 短時間労働者の数	人	人	人
	⑬ 重度知的障害者以外の 知的障害者である短時間労働者の数	人	人	人
	⑭ 知的障害者の数 (⑩×2+⑪+⑫+⑬×0.5)	0 人	0 人	0 人
⑮ 精神障害者の数	人	人	人	
⑯ 精神障害者である 短時間労働者の数	人	人	人	
⑰ 精神障害者の数 (⑮+⑯×0.5)	0 人	0 人	0 人	
⑱ 雇用障害者数 計 (⑨+⑭+⑰)	0 人	0 人	0 人	
法定雇用率 (2.3%) から算出される 障害者雇用数	0 人	0 人	0 人	
主観的事項の加算点の該当の有無	無			

(注) 建設業以外の事業を行っている場合には、※欄に別紙「除外率設定業種及び除外率一覧表」より事業の種類と除外率を記載すること。

※ 常用労働者は、1年以上継続して雇用される者

※ 身体障害者は、原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級の者

※ 重度身体障害者は、身体障害者のうち1級又は2級の者

※ 短時間労働者は、週所定労働時間20時間以上30時間未満の者

※ 知的障害者は、児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障害者と判定された者

※ 重度知的障害者は、知的障害者のうち、療育手帳で程度が「A」とされている者、「A」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書をもっている者又は障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された者

※ 精神障害者は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者